

2016年4月27日

加工食品の原料原産地表示について

食品表示を考える市民ネットワーク代表 神山美智子

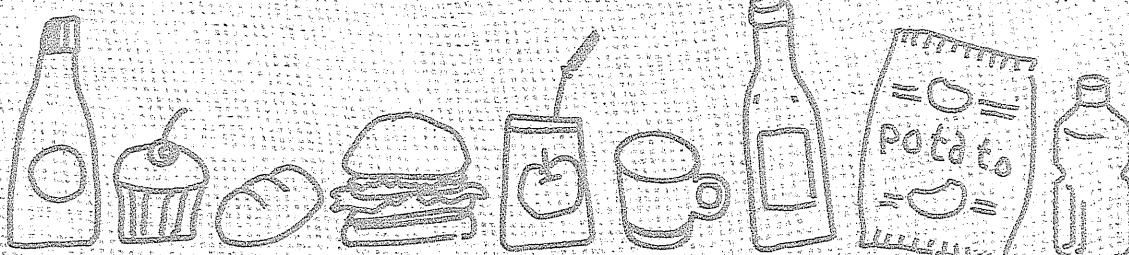
- 1 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）を分かりやすく。
現在の表示基準では、別表と照らし合わせないと内容がつかめない。
表示基準は誰でも理解できるようにシンプルなものであるべき。
消費者の知る権利、選択の権利の保障が第一。
まず原則を示し、やむを得ない場合のみ例外。
対象 すべての加工食品
50%ルールを廃止
食品と添加物を区分して表示させるので、添加物にも原産地表示
(現在多くの添加物が輸入品になっている事実を踏まえ)
特に冠食品は優先的に表示を
- 2 表示の前提となる食品のトレースとして、食品衛生法の改正を
現在同法第3条第2項では、事業者の記帳努力義務を定めているが、これを記帳義務とする必要がある。
- 3 外食・ネット販売・テレビショッピングなども対象に表示方法を検討する
- 4 事業者の実行可能性は、表示の原則を定めた後の検討課題であるべきである。消費者の選択と、事業者の実行可能性を同列に論じるのは間違い。

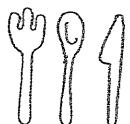
今日買ったこれ、
何でできてる?

知っていますか?

食品表示

のこと





加工食品の原料原産地表示の不思議 ①



国産原料だと思っていても…

日々の食生活にあふれる加工食品。どこで作られたか、原料がどこから来たか、気になりますよね。農産物や畜産物、水産物などの生鮮食品は、JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）によって国産か外国産か書かなくてはなりません。しかし、加工食品は違います。原料の原産地表示が義務づけられているのは4品目・22食品群のみ。ほとんどの加工食品はどこの国の原料で作られているか、知ることができません。下図のような、おかしな事例もたくさんあります。さらに、缶詰・瓶詰・レトルト食品は、原料の品質の差異の影響を受けないという理由で、原産地表示義務の対象外です。

できるだけ国産のものを選択したいと思う消費者は多いのに、その願いは、十分かなえられないのが現状です。

加工食品の原料原産地表示の不思議な例

表示義務のあるもの	表示義務のないもの
カット野菜	カット野菜にドレッシングをかけたもの
炒ったり揚げたりした落花生	砂糖をからめた落花生
生あん	生あんに砂糖を加えた練りあん
ゆでた牛もつ	牛もつ煮込み
ゆでだこ	酢だこ
こんぶ巻き	こんぶ加工品
輸入冷凍鶏肉を国内で解凍し小分けしたもの	輸入冷凍鶏肉を国内で解凍し調理・加熱した焼き鳥や唐揚げ
生または解凍したサバで製造したしめサバ	塩蔵品を仕入れ、調味したしめサバ
刺身	刺身盛り合わせ
マグロのすき身と生鮮ねぎを混合したマグロのたたき	食用油脂を加えたマグロのたたき

2016年1月25日

農林水産大臣 森山 裕様
内閣府消費者及び食品安全担当大臣 河野 太郎様
消費者庁長官 板東 久美子様
加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会委員各位

「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」開催にあたっての要望書

食品表示を考える市民ネットワーク
代表 神山美智子

消費者庁と農林水産省は共催で、1月29日に「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」をスタートさせる運びとなりました。加工食品の原料原産地表示の拡大は、食品表示法制定時に食品添加物表示や遺伝子組み換え食品表示の改善とともに、「積み残された課題」として提起されていたもので、早急な実現が求められます。

私たち「食品表示を考える市民ネットワーク」は、これまで商品選択のかなめである食品表示について、適切で正しい表示の実現と、まぎらわしくあいまいな表示の排除を求め、消費者目線からの適正な表示制度導入こそが必要と訴えてきました。加工食品の原料原産地表示はその重大要求の一つですが、これまでの数年来の検討結果が事業者の利益を優先するあまり、消費者の知る権利、選択する権利などの消費者の権利をまったく省みない結果に終始していたことは否めません。そこで、私たちは、「検討会」開催にあたって次の点を強く要望します。

記

1. 明確に、加工食品の原料原産地表示実現を前提とした検討として取り組むこと

これまでの検討では、「事業者の実行可能性」のみが重視され、消費者の選択のための表示実現を阻む大きな要因となっていました。検討会スタートにあたっては、消費者に軸足を置く消費者行政の真価が問われていることを消費者庁・農林水産省及び各委員が認識し、加工食品の原料原産地表示の実現こそが目的であると位置付けてください。

2. 現行の「義務対象品目の選定要件」を廃止し、原則、すべての加工食品に原料原産地表示の義務化を

加工食品の原料原産地表示については、これまで義務対象品目について2項目の選定要件が指定され、そのもとで22食品群と4品目（個別義務）の表示が実施されてきました。この選定要件が表示対象品および表示拡大の壁となり、日本の加工食品における原料原産地表示の実現を遅らせてきた要因となっています。検討会では下記の「選定要件」を廃止し、原則として、すべての加工食品の原料原産地表示を実現させることを検討してください。

■選定要件

- ①原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品として品質に大きく反映されると一般的に認識されている品目のうち
- ②製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の割合が50%以上である商品

3. 冠食材の原料原産地表示も義務化を

商品名に名称が付されたものは、その原材料の原産地の表示を義務付けるべきです。
(例えば、商品名が「エビピラフ」の場合、「エビ」の原産地名の表示)

4. 外食、ばら売り、通信販売、ネット販売等、販売の多様化にあわせ表示義務化を

消費者が利用する外食・中食や惣菜、インストア食品などにおいても原料原産地表示が求められます。外食についてはガイドラインなどで運用されていますが、販売店ごとに整合性を欠き、不十分です。消費者目線から義務化対象に含めるべきです。

5. 食品添加物の原料原産地表示についても義務化を

現在使用されている食品添加物の中にはほとんど海外で製造されている「ビタミンC」などの製品もあります。食品添加物にも原料原産地表示が必要です。

6. 加工食品の原料原産地表示制度を担保するトレーサビリティの充実を

現行の表示制度は原則的に最終商品を対象にし、加工業者など中間業者に適切な情報が伝わらないと正しい表示が実施されない制度となっています。加工食品の原料原産地表示の実施にあたっては、事業者間取引においても表示の義務化が必要であり、それを担保するためのトレーサビリティシステムの導入を図るべきです。

7. 検討にあたっては、消費者の意見を聞く場を設けること

消費者にとって分かりやすく、商品選択のために必要な情報が表示に記載されることが重要です。そのためには消費者の意見を反映させる必要があります。検討会において、議論の取りまとめを行う前に、消費者の意見を聞く場を設けることを要望します。

以上

【参加団体】 食の安全・監視市民委員会／主婦連合会／新日本婦人の会／生活クラブ連合会／グリーンコープ共同体／大地を守る会／NPO 法人日本消費者連盟／遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン／我孫子市消費者の会／千葉県消費者団体連絡協議会／東京都地域消費者団体連絡会／たねと食とひと@フォーラム

【連絡先】 食品表示を考える市民ネットワーク事務局
東京都千代田区神田錦町 3-21 ちよだプラットフォームスクウェア 1342
たねと食とひと@フォーラム内
電話 03-6869-7206 Fax 03-6869-7204 Email info@nongmseed.jp

別表第15（第3条、第10条関係）：原料原産地表示を要する加工食品

- 1 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実（フレーク状又は粉末状にしたものを除く。）
- 2 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実（農産物漬物を除く。）
- 3 ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- 4 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）
- 5 緑茶及び緑茶飲料
- 6 もち
- 7 いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
- 8 黒糖及び黒糖加工品
- 9 こんにゃく
- 10 調味した食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
- 11 ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- 12 表面をあぶった食肉
- 13 フライ種として衣をつけた食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
- 14 合挽肉その他異種混合した食肉（肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。）
- 15 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。）
- 16 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
- 17 調味した魚介類及び海藻類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- 18 こんぶ巻
- 19 ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- 20 表面をあぶった魚介類
- 21 フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
- 22 4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）
- 23 農産物漬物
- 24 野菜冷凍食品
- 25 うなぎ加工品
- 26 かつお削りぶし